

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

災害時要援護者支援について

～戸塚区版 事前準備編～

①ともに
②つながり支え合う
③かつどうが広がるまち

戸塚区役所
令和7年1月作成



とつかハートプランマスコット
「こころん」

この動画では災害時要援護者支援について、お話します。
本動画は自治会町内会や防災に関わっている方などに向けて作成しました。

災害時要援護者支援について

①「顔の見える関係」の重要性について

②『災害時要援護者名簿』について

③ 共助のための自助について

お伝えする内容は、

- ①「顔の見える関係」の重要性について
- ②『災害時要援護者名簿』について
- ③共助のための自助についてです。

災害時要援護者とは？

災害時において、特別な配慮、支援等が必要な方

→具体的には…

高齢の方、障害のある方、その他特に配慮が必要な方

○横浜市震災対策条例第12条

「高齢者、障害者その他の地震が発生した場合の対応に困難を伴うことが予想される者」

○横浜市防災計画

「高齢者、障害者その他の災害時において特別な配慮、支援等を要する者」

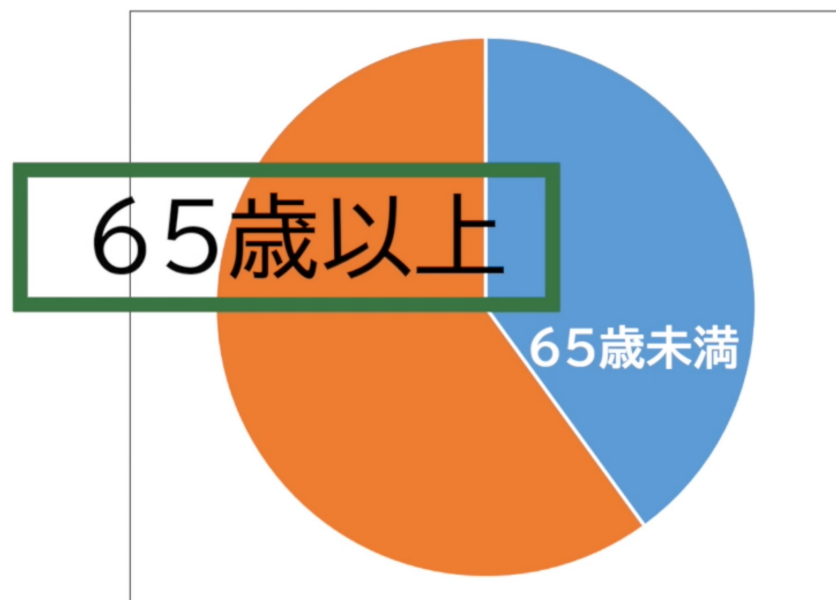


災害時要援護者とは、簡単にいうと「災害時において、特別な配慮、支援等が必要な方」です。具体的には、高齢の方、障害のある方、その他特に配慮が必要な方などが挙げられます。

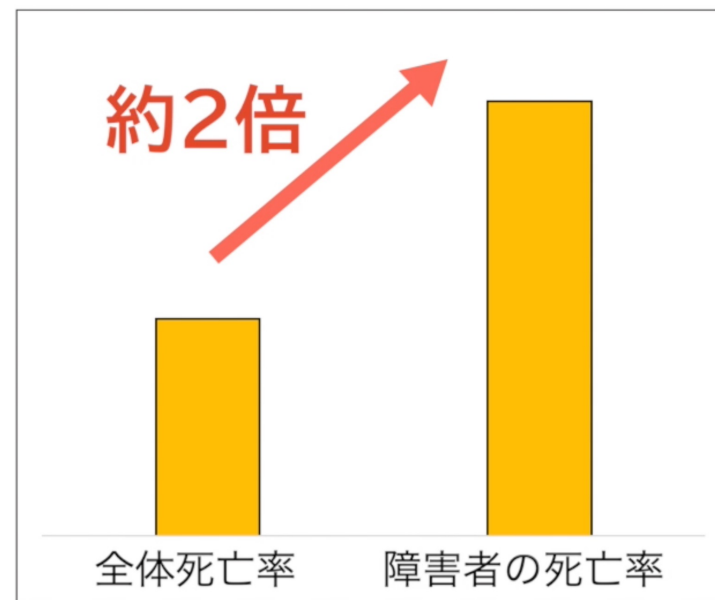
過去の災害では、特に災害時要援護者の死亡率が高い

東日本大震災においては、被災地全体の死亡者のうち

65歳以上高齢者の死者数は約6割



障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍



「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改定)」より

➡発災時における要援護者への安否確認が重要

東日本大震災においては、被災地全体の死亡者のうち

65歳以上高齢者の死者数は約6割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍という結果が出ています。そのため発災時における要援護者への安否確認が重要です。

いざというときは「共助」が必要になります

発災時、すぐに公的機関の助けが来るとは限りません！

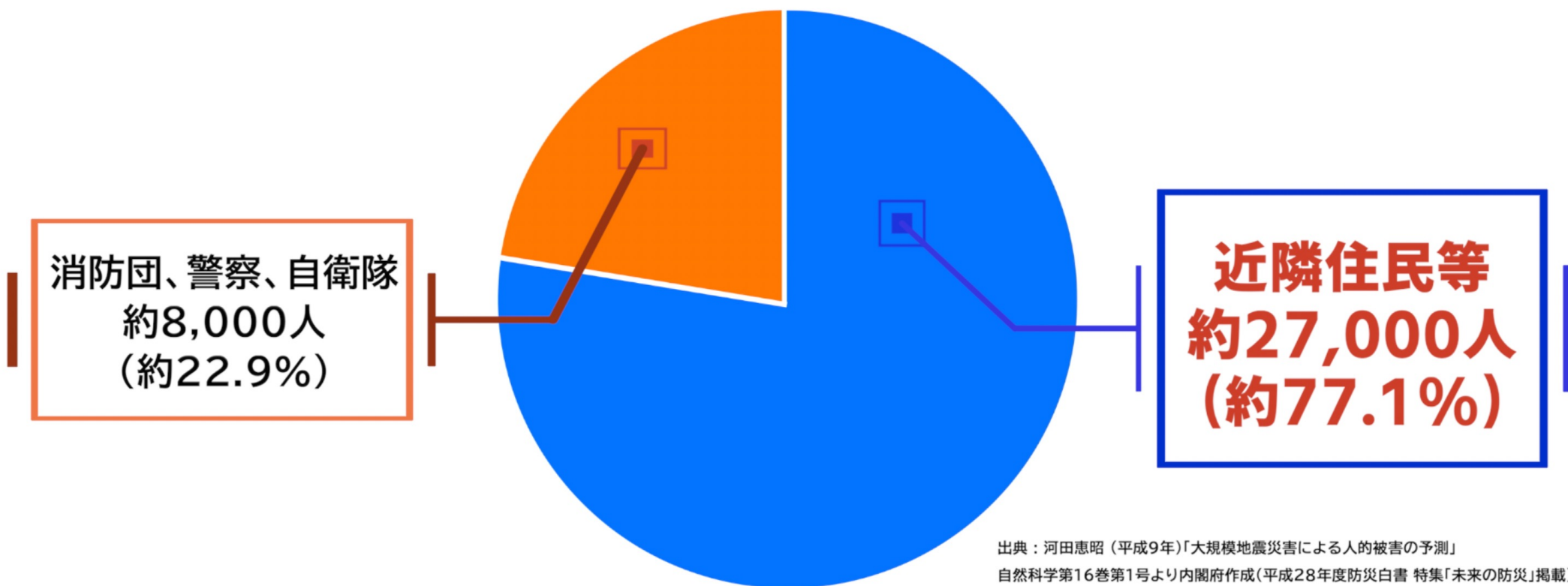


住民同士の助け合い(共助)
の取組が必要になります。

発災時には公的機関も救援活動を行っていますが、全ての人の安否確認を行なったり、すぐに助けに行くのは難しいかもしれません。
そのため住民同士の助け合い、いわゆる「共助」の取組が必要になります。

災害時に救出された人の多くは近所の人に救助されています

阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



出典：河田恵昭（平成9年）「大規模地震災害による人的被害の予測」
自然科学第16巻第1号より内閣府作成（平成28年度防災白書 特集「未来の防災」掲載）

出典：令和4年度防災白書

こちらのグラフをご覧ください。
これは阪神淡路大震災における救助の主体と救出者数をまとめたグラフですが、これを見ると、8割近い人が近隣住民などによって救助されています。つまり災害時に救出された人の多くは、共助の取組により救助されているのです。

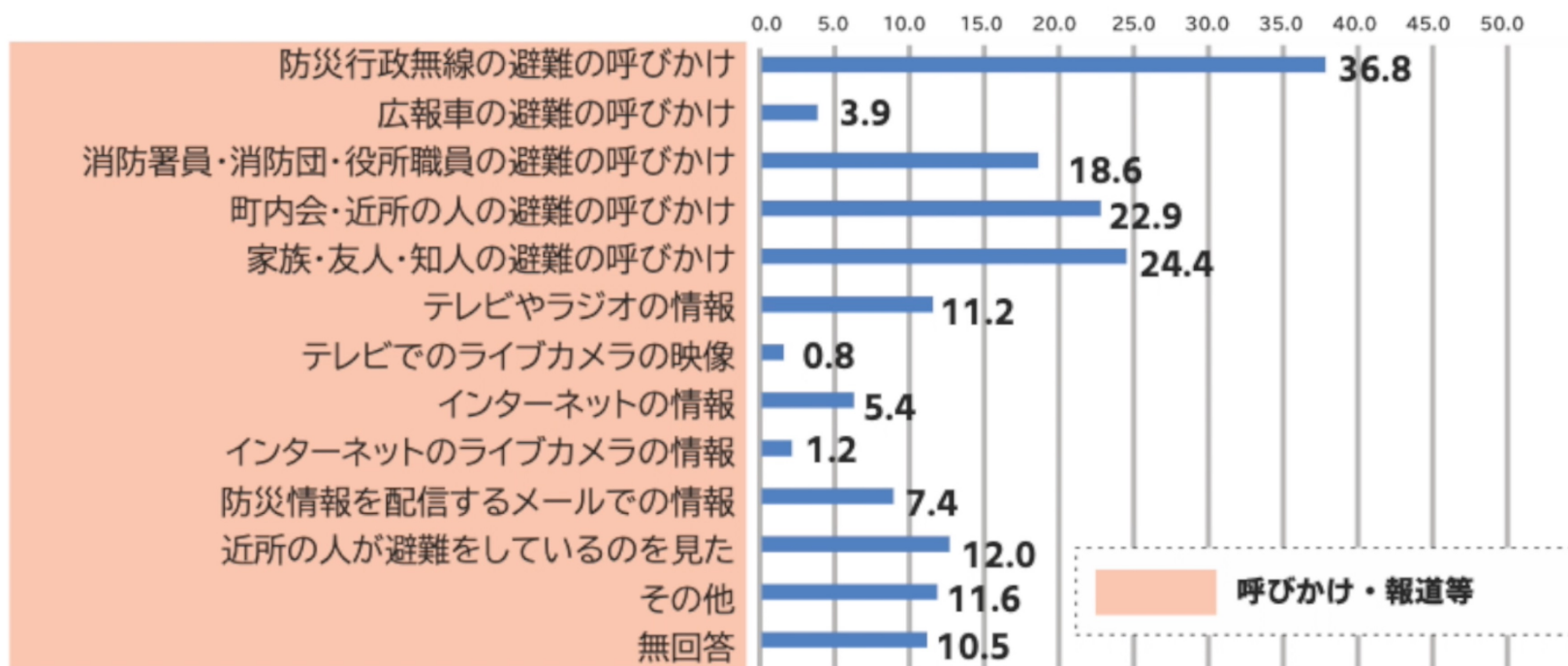
近所の人呼びかけが避難のきっかけになっています

令和2年7月豪雨の被災地における事例(熊本県球磨村)

令和2年7月豪雨の被災地における住民アンケート結果

調査対象：球磨村在住の全住民
調査期間：2021年1月7日～2月22日
n=629(配布数：1,099人、回収率：57.2%)

問：自宅外への避難を考えた「きっかけ」は何ですか（複数回答可）



出典：熊本県球磨村、CeMI 環境・防災研究所（令和3年5月）「球磨村住民アンケート 集計・分析結果」より内閣府制作

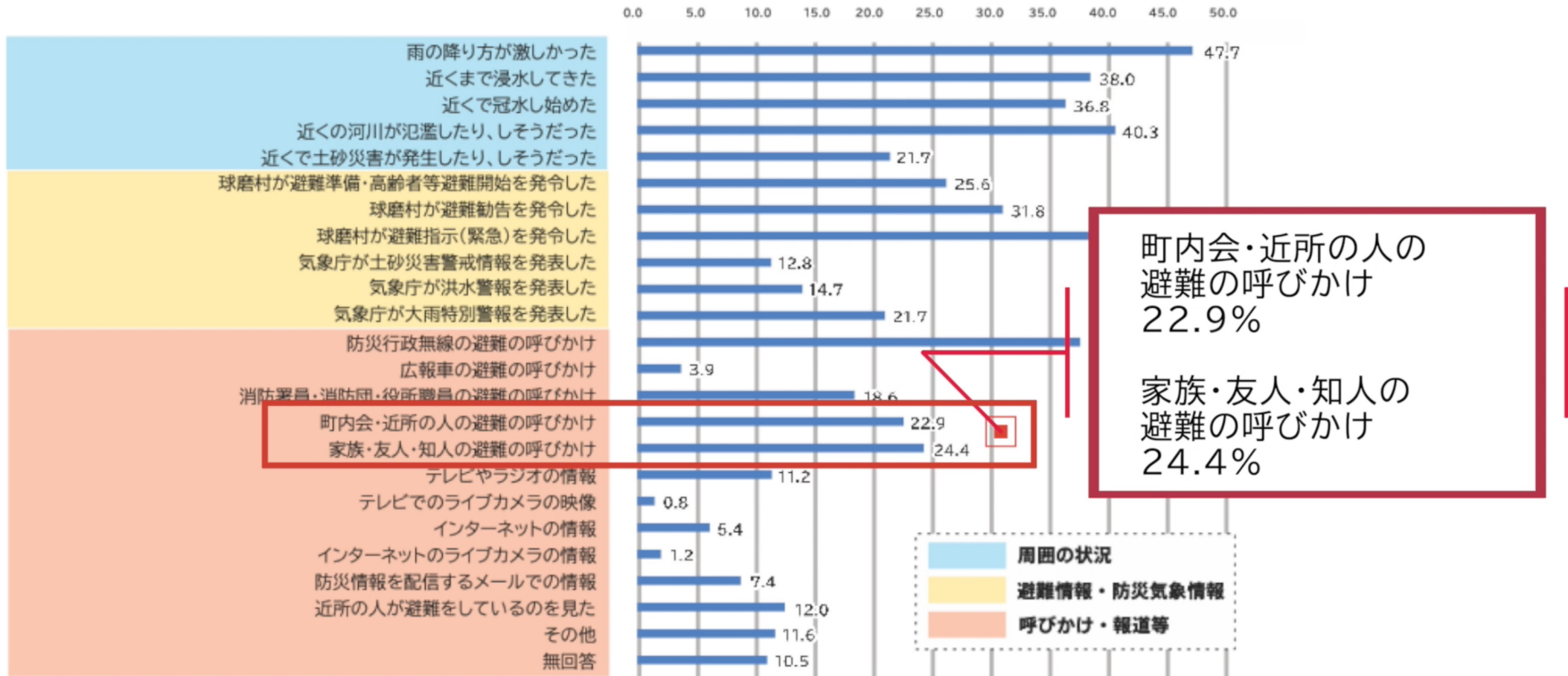
またこちらは豪雨被災地における住民に実施した自宅外への避難を考えた「きっかけ」についてのアンケート集計結果です。

これを見ると、近所の人々の呼びかけが避難のきっかけになっていることがわかります。

令和2年7月豪雨の被災地における住民アンケート結果

調査対象：球磨村在住の全住民
 調査期間：2021年1月7日～2月22日
 n=629(配布数：1,099人、回収率：57.2%)

問：自宅外への避難を考えた「きっかけ」は何ですか（複数回答可）



出典：熊本県球磨村、CeMI 環境・防災研究所（令和3年5月）「球磨村住民アンケート 集計・分析結果」より内閣府制作

令和6年1月に起きた能登半島地震では、珠洲市三崎町寺家（じけ）の下出（しもで）地区を高さ数メートルの津波が襲いましたが、帰省中や初詣客も含め約180人全員が無事でした。この地区では普段からお互い声を掛け合い、防災訓練も積極的に行っていました。まさにそれが発災時に共助として活かされたのです。

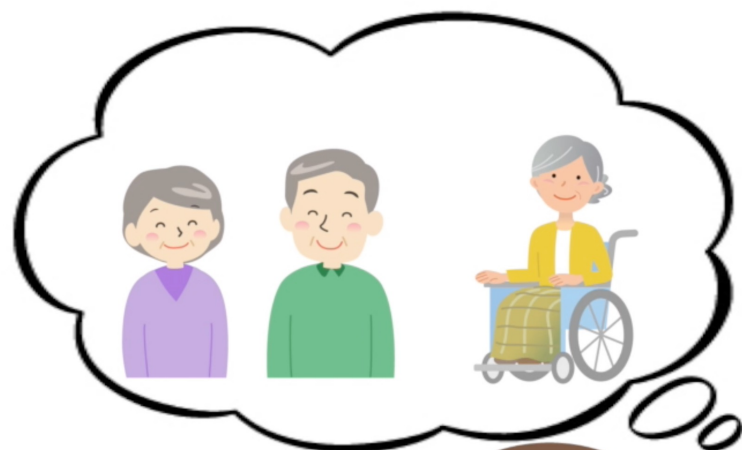


いったい何をすればいいの？
私にもできることはあるの？

それならいったい何をすればいいの？私にもできることはあるの？
そんな疑問が浮かんだ方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

顔の見える関係

「顔の見える関係」があれば
いつでもおたがいに助けあえる



そういえば
地域にこういう人がいたな・・・

あの人、大丈夫かな・・・

様子だけでも
見に行ってみようかな・・・

まずは顔の見える関係づくりをしましょう。

顔の見える関係があれば、平時、有事問わずいつでもお互いに助け合うことができます。

そういえば地域にこういう人がいたな・・・、あの人大丈夫かな・・・、声をかけてみようかな・・・、様子だけでも見に行ってみようかな・・・、一人ひとりのこういった思いこそが共助のきっかけになります。

まずは身近なことからはじめましょう

普段からあいさつする
散歩をする、公園で遊ぶ
ご近所さんとおしゃべり
まつりにいく
趣味サークルに参加する
防災訓練への参加
Etc...



身近なことからはじめていきましょう。

まずは身近なことからはじめましょう

普段からあいさつする
散歩をする、公園で遊ぶ
ご近所さんとおしゃべり
まつりにいく
趣味サークルに参加する
防災訓練への参加
Etc...



これって戸塚区で進めている
「とつかハートプラン」だね！！



例えば、普段からあいさつをする、散歩をする、公園で遊ぶ、ご近所さんとおしゃべり、祭りに行く、趣味サークルに参加する、防災訓練に参加などです。
これらはすべて顔の見える関係につながる取り組みです。

とつかハートプラン

誰もが安心して心豊かに
暮らすことのできる地域社会の実現
を目指しているよ！

※『誰もが』とは…

赤ちゃんから高齢者まで、年齢や障害の有無
性別や国籍などの違いに関わらず、すべての人が対象。



戸塚区では、誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、「とつかハートプラン」という計画を地域の皆様と一緒に策定し、推進しています。その中でもこの顔の見える関係は、大事な要素となっています。顔の見える関係を築き、戸塚区のみんなで「安心安全、人にやさしいまち」を目指していきましょう。

そうは言っても…

地域内の要援護者の方と
顔の見える関係をつくるきっかけがあまりない…



区役所で
「**災害時要援護者名簿**」を
つくっています。

「顔の見える関係の大切さはわかったけど、地域内の要援護者と顔の見える関係をつくるにはどうすればいいの？そもそもきっかけがない…」そんな疑問が浮かんでいませんか？そこで、区役所で作成している「災害時要援護者名簿」を紹介します。

災害時要援護者名簿とは

そもそも、「災害時要援護者名簿」とは…
要援護者の名前・住所などが載っている名簿のこと

災害時要援護者名簿：●●●自治会

令和6年度

別 表	氏名(漢字)	住所	方書	生年月日	性別	電話番号 その他の連絡先	避難支援等も必要とする理由		緊急連絡先
							介護	障害	
	戸塚 牛梨	戸塚区戸塚町16-17	戸塚区役所	2010/5/10			○		

障害がある方や要介護認定を受けている方のうち、
条件に当てはまる方が対象です

※戸塚区での名簿掲載者数...約17,000人（令和6年度時点）

名簿に掲載されている方は、障害がある方や要介護認定を受けている方のうち一定の条件に当てはまる方が対象です。

名簿の種類は主に3種類

情報共有方式

区役所から自主防災組織等に、「名簿提供に対し拒否の意思表示をしなかった対象者の名簿」を提供する方式

同意方式

区役所から自主防災組織等に、「名簿提供について同意した対象者の名簿」を提供する方式

手上げ方式

地域で災害時要援護者名簿への登録について周知し、自ら登録を希望する人を募ることにより名簿を作成する方式

戸塚区役所は「情報共有方式」で名簿を提供しています。

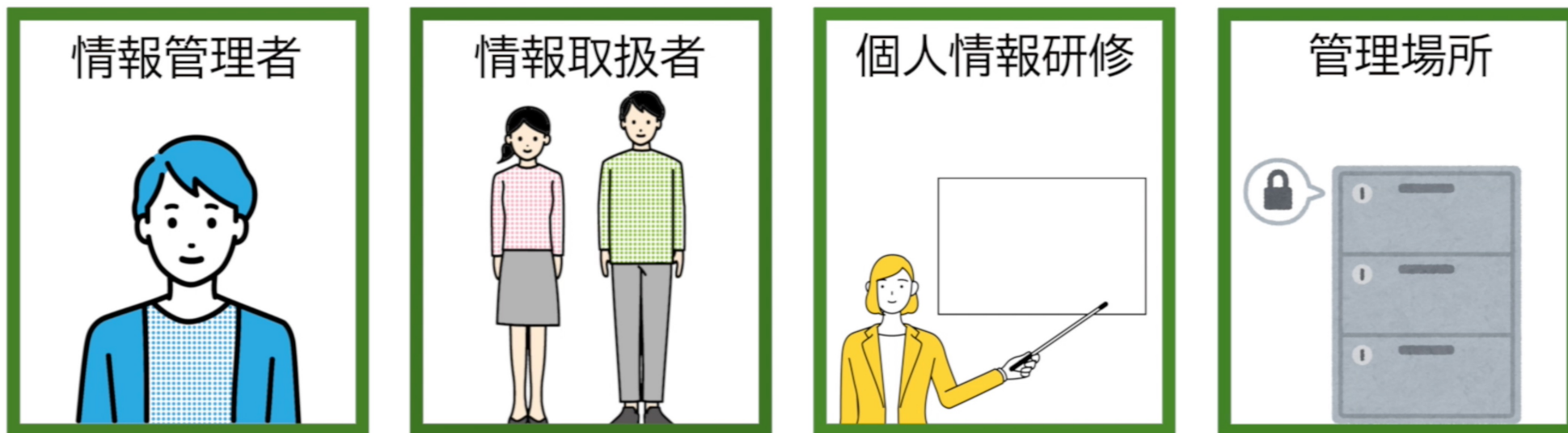
情報共有方式とは、区役所から自主防災組織等に

「名簿提供に対し拒否の意思表示をしなかった対象者の名簿」を提供する方式です。

他にも同意方式や手上げ方式という方法もあります。

名簿の取り扱い方法

名簿の提供…区役所と協定締結した自主防災組織のみ



名簿には個人情報に掲載されているため、厳重な管理が必要です。

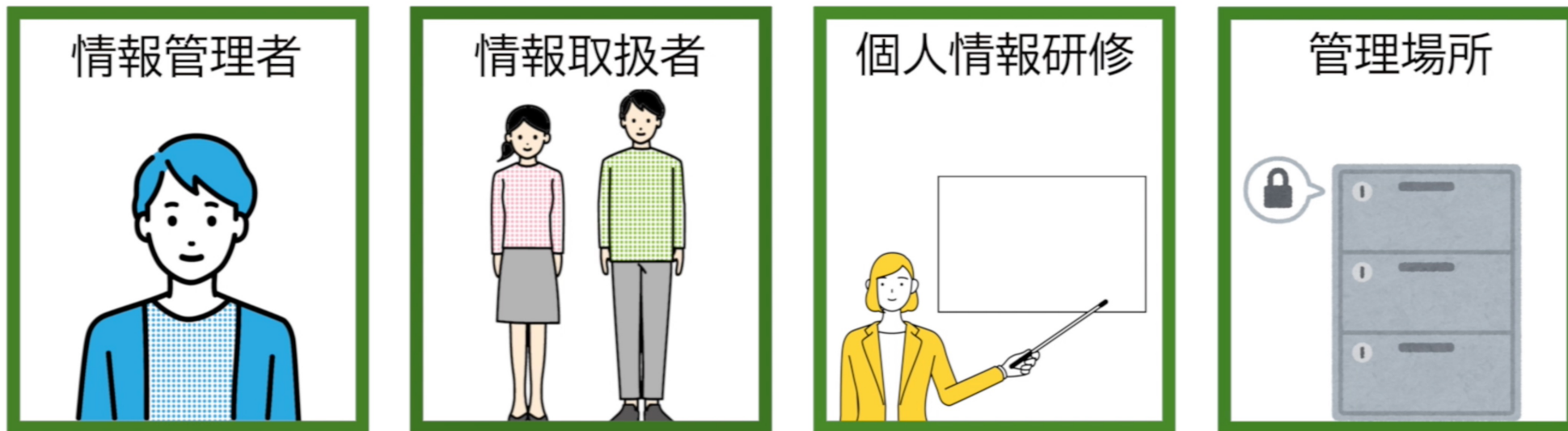
！名簿を紛失しないよう注意！

区役所で作成した災害時要援護者名簿は、区役所と協定を締結した自主防災組織のみ提供を受けることができます。なお、ここでの自主防災組織とは主に自治会町内会・連合町内会・地域防災拠点運営委員会などを想定しています。

令和7年1月現在、戸塚区では、48の自主防災組織と協定を締結しています。

名簿の取り扱い方法

名簿の提供…区役所と協定締結した自主防災組織のみ



名簿には個人情報に掲載されているため、厳重な管理が必要です。

！名簿を紛失しないよう注意！

また、協定を締結する際には、名簿の管理者である「情報管理者」、名簿を取り扱う「情報取扱者」、さらに、協定締結団体は情報管理者・情報取扱者に対して個人情報研修を行ったうえで、名簿の管理場所を書面で区役所に届け出ていただきます。なお、情報管理者、情報取扱者は、協定締結団体のご事情に応じて決めることができます。名簿には個人情報に掲載されているため、厳重な管理が必要です。

個人情報を守るために

- ☑ 活動エリアの取組について周知し、理解を得る
- ☑ 名簿の取扱いについてルールを決める
- ☑ 定期的にルールが守られているか点検、改善を行う

個人情報を守るためには、

- ・活動エリアに取組について周知し、理解を得る
- ・名簿の取扱いについてルールを決める
- ・定期的にルールが守られているか点検、改善を行う

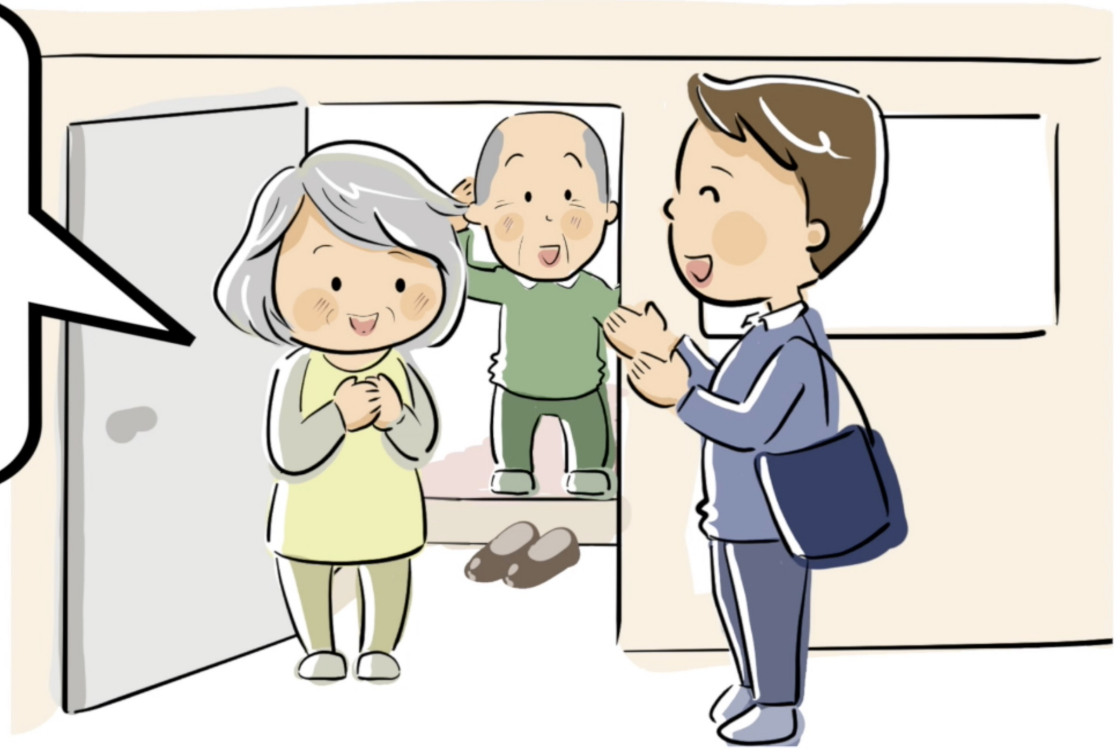
などを実施し、取扱い状況について定期的に確認を行うことが大切です。

名簿の活用例

災害時に困りそうなことは・・・

手助けしてほしいことは・・・

今の状況は・・・



名簿を受け取った後は、地域の特性や状況にあわせてご活用ください。
名簿の活用方法の一例としては、掲載されている要援護者のもとを訪問して「災害時に困り
そうなこと・手助けしてほしいこと」「今の状況」などを確認しつつ日頃からの関係づくりに役立てるこ
とが挙げられます。ご自身の所属する自主防災組織が、協定締結団体かをご確認いただき、未締結であれ
ば、この機会に協定締結についてご検討ください。

共助の前に自助あり！

災害時に要援護者を支援するためには…

**自分自身の身の安全が
確保されていることが大前提!!**

ここまで、災害時に要援護者を支援するための住民同士の助け合いの話、共助の話をしてきました。しかし、災害時、怪我をしてしまったら、まわりの人を助けることができるでしょうか。災害時に要援護者を支援するためには、自分自身の身の安全が確保されていることが大前提となります。そのためにも、自分の身を自分で守る、自助の取組が大切となります。災害時に自分の身を守るため、今からできる備えを進めましょう。

身の安全を確保するための備え①

自宅で怪我をしないこと！

→家具の転倒防止対策などをしましょう



身の安全を確保するための備え①

自宅で怪我をしないこと

地震の揺れにより、倒れてきた家具で怪我をする危険性があります。

自宅で怪我をしないために、家具の転倒防止対策をしましょう。

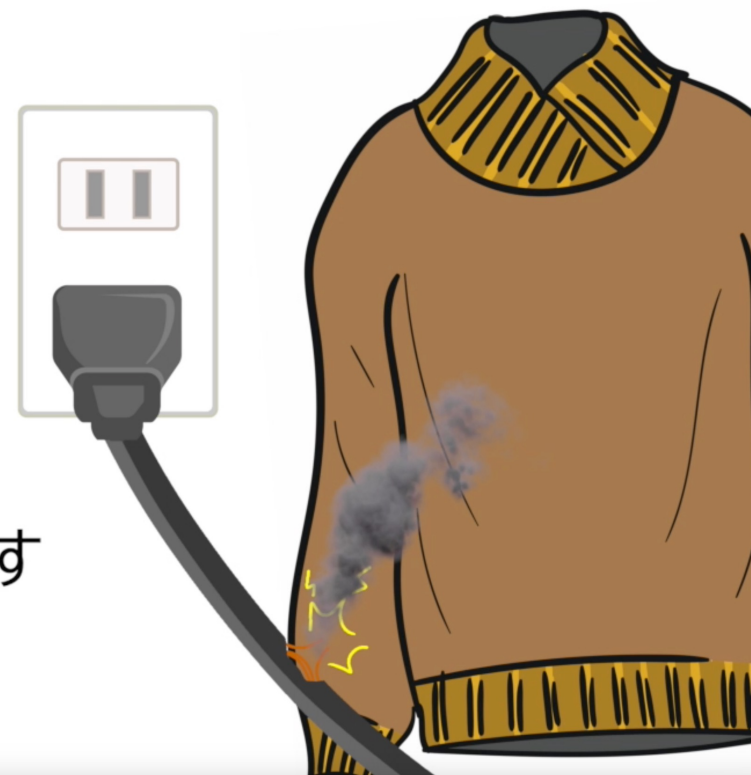
身の安全を確保するための備え②

地震後の火災を防ぐこと！

→**感震ブレーカー**を設置しましょう

揺れを検知して
自動でブレーカーを落とします

→電化製品などからの**通電火災**を防ぎます



身の安全を確保するための備え②

地震後の火災を防ぎましょう。

地震発生後、停電から復旧した際に、燃えやすいものが破けたコードなどに触れている状態だと発火する危険性があります。

身の安全を確保するための備え②

地震後の火災を防ぐこと！

→**感震ブレーカー**を設置しましょう

揺れを検知して
自動でブレーカーを落とします



ブレーカー



感震ブレーカー

自動で
OFF

→電化製品などからの**通電火災**を防ぎます

感震ブレーカーを設置しておけば、地震の揺れを検知して、ブレーカーを自動で落とすことで、通電火災を未然に防ぐことができます。

まとめ（災害時要援護者支援のために）

✓ 日頃から顔の見える関係を築いておきましょう

✓ 発災時に備え、災害時要援護者名簿を活用しましょう

✓ 共助のためにも自分自身の日頃からの備えをきちんとしておきましょう

最後にこの動画の要点をおさらいしておきます。

災害時要援護者支援のためには・・・

日頃から顔の見える関係を築いておきましょう

発災時に備え、名簿を活用しましょう

共助のためにも自分自身の日頃からの備えをきちんとしておきましょう

お問い合わせ先

●地域の関係づくりに関すること

福祉保健課 ☎045-866-8424 戸塚区役所6階61番窓口

●災害時要援護者名簿に関すること

高齢・障害支援課 ☎045-866-8429 戸塚区役所2階10番窓口

●防災全般に関すること

総務課 ☎045-866-8307 戸塚区役所9階91番窓口

この動画に関する問い合わせはそれぞれの連絡先をお願いいたします。

参考



戸塚区役所では、本日紹介した内容に関わる様々なリーフレットなどを作成しています。戸塚区HPで公開しているほか、区役所でも配布しています。

参考



スマートフォンアプリ 横浜市避難ナビ

最新の防災情報
開設されている避難所の情報がわかる！
安否登録・確認機能も！

ダウンロード無料

また、横浜市ではスマートフォンアプリ「横浜市避難ナビ」を配信しています。災害時に最新の防災情報や開設されている避難所の情報等がわかります。他にも、安否登録・確認機能など様々な機能があります。横浜市避難ナビで検索し、ぜひダウンロードしてください。

またね！

fin



ご視聴ありがとうございました。